

## 第 4 回

# 新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会

日 時：令和4年2月6日(日)

14時から

場 所：庁議室(茨城県庁5階)

## ○大迫委員長

皆さん、こんにちは。

4回目ということで、今日が最終回になりますが、完全オンラインの会議ということになります。事務局と、私も含めて会議室には参集しておりますが、画面を通じて積極的にご発言をよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議事の1つ目でございますが、追加調査(水文調査)の結果についてということで、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

## ○事務局

追加調査の結果につきまして説明させていただきます。

それでは、資料1をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページをお開き願います。

1.1 水の流入、流出状況の検討でございます。

1.1.1 検討の概要の(1) 検討の目的でございます。

計画地のある流域への水の流入量と流出量について、降雨量、蒸発散量、湛水の変化等を踏まえまして概略値の検討を行い、水処理施設や遮水工などの設計を行うための基礎資料を得ることを目的としております。

計画対象期間でございますが、昨年の9月19日から10月18日までの30日間としております。

下の図の地点1、2及び2-2の3点で実施した流量の観測につきましては、9月15日、10月18日の2回行っております。

次に、対象範囲でございますが、下の図のピンクの線で囲った計画地を含む流域としております。

2ページをお開き願います。

1.1.2 水の流入、流出の考え方でございますが、式にお示ししますと、降水量は、流出量、蒸発散量及びその流域の一定期間内の水保有量の変化の合計になります。この考え方を基本に、地域の流入、流出を検討いたします。

本検討の計算に用います降雨量等のパラメータにつきましては、表の1.1.1にお示ししており、流域を3流域に区別しておりますので、ご覧おき願います。

3ページをお開き願います。

図の1.1.2をご覧ください。

流域1は上流域、流域2は下流域で湛水に水が集まる流域、流域3が下流西側の流域となっております。

また、図に黒い点でお示しました地点1、2及び2-2は流量観測地点でございます。地点1は場内最上流部の沢水の観測地点、地点2は場内最下流部の暗渠排水の地点、地点2-2は地点1から分岐した沢水の観測地点となっております。

なお、流域1から流域3を経た水が地点2から鮎川に排出されます。

下にある水収支の計算の方針でございますが、流域1から3の流入、流出を算出する基本式をお示ししてございます。

各流域ごとに降雨量や表面流入量である流入、蒸発散量や湛水減少量である流出を計算しております。

4ページをお開き願います。

今説明させていただきました水の流入、流出の概略検討のイメージでございます。

流域1は上流域で、流入は青色のP1の降雨量になります。流出は黄色のE1の蒸発散量と、R1の表面流出量の合計になります。

なお、R1は、地点1の流量になります。

次に、流域2でございますが、流入は青色のP2の降雨量と水色のI2-2の表面流入量でございます。

I2-2は、地点2-2の流量となっております。

流出は、黄色のE2の蒸発散量と水色のδL2の湛水減少量になります。

流域3は、下流西側で、斜面の水が集まる流域となります。

流入は、青色のP3の降雨量と表面流入量になります。

表面流入量は、地点1のR1から分岐している地点2-2の流量を差し引いた水量となっております。

流出は、図示しておりませんがE3の蒸発散量、R3の表面流出量と、流域1からの流入水の合計値になります。

また、水路の水でございますが、図の下の記述のとおり、流入水のほかにR3の表面流出量に加わり、流域2へは流入しないまま、水路を通過して、地点2から鮎川へ排水されます。

5ページをお開きください。

こちらに日降水量をお示ししておりますので、ご覧おき願います。

次に、6ページをお開き願います。

こちらは流量でございますが、表1.1.2に場内水路、暗渠水路等、9月15日及び10月18日に3地点で実施しました流量の観測結果と、9月と10月の結果の比較をお示ししております。

表に記載させていただいております数値が小さいので、イメージしづらいかと思いますが、この値を1,000倍していただきまして、単位を毎秒何Lということでイメージしていただきますと、例えば、地点1の9月15日の値は毎秒10.26Lとなっております。ポリタンクの約半分強の量となって、イメージがつくかと思えます。

地点1の流量でございますが、地点2及び地点2-2の約4から5倍の流量となっております。

表1.1.3に流量観測結果から推定した期間内における総流量を示しております。観測期間の総流量は、各地点2回の流量観測結果から、その平均を取りまして、30日間の流量を設定しております。

なお、水文観測地点における地点1の流量がR1、地点2-2の流量がI2-2、地点2の流量が流域1の表面流出量(R1)から地点2-2における表面流出量(I2-2)を差し引いた流出量及び流域3から表面流出量(R3)を加えた値となります。

30日間の対象期間における流量は、地点1で27,890m<sup>3</sup>、地点2で5,910m<sup>3</sup>、地点2-2で4,536m<sup>3</sup>となります。

7ページに詳細な観測地点を図示しておりますので、ご覧おきいただきたいと思えます。

次に、8ページをお開き願います。

湛水の減少量でございますが、表にお示しするとおり、10月18日の水位は、9月15日の水位と比較しますと、30日間で26cmほど低下し、湛水量は6,486m<sup>3</sup>減少していると推定されます。

次に、蒸発散量でございますが、算定に当たりまして、地被条件や斜面の傾斜方向、傾斜角を考慮し、6領域に区分しております。

9ページに検討領域区分の面積をお示ししておりますので、併せてご覧おき願いたいと存じます。

次に、10ページをお開き願います。

水面からの蒸発散量、地表面からの蒸発散量について、計算式で算出しております。

式については、ご覧おきいただきたいと存じます。

次に、11ページをお開き願います。

蒸発散量の計算結果でございますが、表に各流域から蒸発散量の計算結果をお示ししております。

流域1の蒸発散量(E1)は49,850 $\text{m}^3$ 、流域2の蒸発散量(E2)は16,619 $\text{m}^3$ で、うち、湛水面からの蒸発量が1,237 $\text{m}^3$ となります。流域3の蒸発散量(E3)でございますが、こちらは3,783 $\text{m}^3$ となります。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

1.1.4の蒸発散量などの計算結果を基本式に当てはめ、流域ごとの流入、流出量を算出しております。

詳細につきましては、13ページの表1.1.6にお示ししております。

まず、流域1でございますが、降雨による流入量(P1)は66,997 $\text{m}^3$ となり、流出となる蒸発散量(E1)と表面流出量(R1)の合計が77,740 $\text{m}^3$ となります。流出量が10,743 $\text{m}^3$ ほど多くなります。

次に、流域2でございますが、流入量は、降雨量(P2)と表面流出量(I2-2)の合計となっております、37,308 $\text{m}^3$ となります。

流出量は、湛水面からの蒸発散量を含む総蒸発散量(E2)と湛水の減少量( $\delta L_2$ )を加算した21,868 $\text{m}^3$ となっております。流入量が、15,440 $\text{m}^3$ ほど多くなります。

次に、流域3においてでございますが、流入量は、降雨による流入量(P3)と地点1の表面流出量から流域2に流れる水を除いた表面流入量を加算した31,271 $\text{m}^3$ となります。

流出量は、蒸発散量(E3)の3,783 $\text{m}^3$ と地点2の表面流出量5,910 $\text{m}^3$ の合計であり、合わせて9,693 $\text{m}^3$ となります。流入が21,578 $\text{m}^3$ ほど多くなります。

この要因といたしましては、敷設されている水路が暗渠となっております、地点2から鮎川に排出されますが、この暗渠の間の状況が確認できないことによるものと考えられております。

次に、14ページをお開き願います。

概略の検討結果でございます。

こちらについては、13ページと併せてご覧いただければと思います。

1つ目の点でございますように、降雨量の検討の対象範囲でございますが、こちらについては、降雨量の47.8%から74.4%が蒸発散量によって流出していることが明らかとなっております。

2つ目の点でございますが、湛水量は全体で約15万 $\text{m}^3$ と推定されますが、対象期間において6,486 $\text{m}^3$ の減少となります。

4つ目の点以降に、各流域の結果をお示ししております。

まず、流域1でございますが、流出が流入を10,743 $\text{m}^3$ 上回るようになっておりますが、原因といたしましては、流域の保有水量の変化が考えられます。これは、検討期間中の総雨量が93.5mmで、その前の8月20日から9月18日の30日間の総雨量が237.5mmとなっております。これに比べて少なく、土壌中に保有していた地下水が蒸発散と表面流出によって放出された可能性があるのではないかと考えられます。

次に、5つ目の点でございますが、流域2は、湛水に水が集まる下流域となります。流入が流出を15,440 $\text{m}^3$ ほど上回る結果となっております。

まず、北側となります鮎川方面への表面流出の可能性の検討でございますが、鮎川は標高が116m程度で、湛水面の標高やボーリングNo.1地点の水位の標高よりも高いことが確認されておまして、表流水として直接鮎川に流出することはないと考えられます。

次に、湛水面より下の流出の可能性でございますが、まず、東側は、ボーリングNo.3地点の水位標高が湛水面の標高より65cmほど低いですが、尾根が高く、地形なりに地下水水位が上昇していると予想されることから、地下水としての流出の可能性は低いのではないかと考えられます。

次に、西側と南側ですが、こちらにつきましては、ボーリングNo.2地点とNo.4の地点の水位標高が高くなっており、尾根も高いことから、流出は考え難いと考えております。

次に、北側でございますが、ボーリングNo.1地点の水位標高が107.81mと湛水面の標高の109.72mよりも1.91mほど低く、また、昭和15年当時の地形図を見ますと、この付近に採石場の設置前は沢水が流れていたと推定されておまして、そこを経て北側に流れている可能性があるのではないかと考えられます。

一番下の点にお示しする流域3でございますが、こちらは総流入量が31,271 $\text{m}^3$ であるのに対し、流出量が、蒸発散量と地点2からの流出量の合計9,693 $\text{m}^3$ となっております。先ほども説明したとおり、暗渠の部分が確認できない状況であるため、詳細については不明でございますが、一部地下浸透や流域外への流出も考えられるのではないかと考えております。

最後に、まとめでございます。

計画地は、降雨による水の流入があり、その一部が蒸発散や鮎川への排水によって流域外に流出していることを確認できております。

また、流入した水の一部が湛水になり、その一部が北側の鮎川方向に流出していると考えられます。

本調査で得られた結果につきましては、遮水工や地下水集排水設備、浸出水処理施設等の設計に活用していく考えでございます。

なお、本調査によって得られた結果でございますが、大まかな水の流れについては把握できているものと考えております。

もう少し確認したい点があることから、念のため、追加調査を実施いたしまして、調査の精度を上げたいと考えております。

その結果を委員の皆様にご報告させていただき、正副委員長と調整した上で、本計画案の資料編に調査結果を追加したいと考えております。

資料1の説明は、以上となります。

○大迫委員長

ご説明ありがとうございました。

水文調査ということで、処分場をつくるときの水回りをどうやってコントロールしていくかというところでは大変重要な情報になります。ただ、調査自体が精度を求めていく上でなかなか難しい側面もあるので、大まかな傾向は捉えられたという理解かと思いますが、今、ご説明いただいた点を踏まえて、ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、小林委員、お願いします。

○小林委員

ご説明ありがとうございました。

茨城大学の小林です。

まだ質問もあるのですが、確認なのですが、計算対象期間というのは9月19日から10月18日の30日間ということですが、流量観測は9月15日のデータを用いるということによろしいのですかね。観測日がこの期間から外れているのですが、それは降雨のデータとか用いるときにちょっとずれているのですが、これはどういうことなのか、教えてもらえればと思うのですが。

○大迫委員長

事務局から、ご説明、よろしく申し上げます。対象期間ですよ。

○小林委員

そうですね。

○大迫委員長

9月15日から。

○小林委員

9月15日と10月18日に流量観測されているのですが、計算対象期間が19日からになっており、この4日間ほどのずれがちょっと。

○大迫委員長

お願いします。たしか、降雨量などは、9月19日から10月18日までの記載がありますけれども。

○小林委員

そうですね。

○委託業者

お答えします。

流量観測を行ったのが9月15日と10月18日ということで、間が1か月弱の日数になっております。

この2回の流量観測の値がほぼ同じぐらいなので、流れが安定して定常状態になったと考えられます。降雨量につきましては、この9月15日と10月18日に期間を合わせて検討するというやり方もありますが、ここでは9月19日からの30日間としております。これは9月19日の1日前の18日に73.5mmの豪雨がありまして、豪雨の後というのは一時的に流量が上昇すると思われませんが、今回の流量観測の手法ではそのときの上がったところを捉えられません。このため豪雨時の雨量を入れてしまうと、流量に対して降雨量が過大になると考えられますので、ほぼ安定した流量になったと考えられる、9月19日からの1か月間を検討期間ということによっておりま

す。

○大迫委員長

小林委員のご質問の点はよろしいでしょうか。流量を9月15日と10月18日の2回測ったということが、この対象期間の代表性という意味では、どういう意味を持つのかというところで、19日の前日とおっしゃいましたが、結構な降雨量があって、その影響はある程度なくなった状態であるところの定常状態ということでありましたが、このあたりの流量が多少過小評価になっていると、どういうふうな解釈があるのかとか、あるいは水の量を過大に解釈していると、流出、流入に対して解釈がまた若干変わってくるのかというところは気になるところがありますが、流量の計測値の変動性みたいなものはいかがなものなのでしょうか。

○委託業者

今回の流量観測は、堰をつくって連続観測というわけではなく、測定日を決めて測るという手法です。連続観測していれば、豪雨で一時的に流量が上がったところも捉えられるかと思うのですが、今回は流量が安定した状態を測っているということで、9月18日の豪雨時を除くこの30日間を選定しています。

○大迫委員長

そういう意味で、日ごとにどういふ変動していくかみたいなのはなかなか捉えにくい中での定常状態に近いところを取ったという理解でやっていただいていますので、多少の不確実性を含んだ数値の中で傾向を今回は掴んでいるという理解でご覧になっていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小林委員

もう一つだけ。

今回検討いただきました最後の概略検討のところもそうなのですが、今、委員長からも言われましたように、定常状態ということなど、測定した日の流量を平均して30日間で流入してきたというような計算になっているので、そういう意味では、測定する日がこの期間の代表値だというようなところであると、測定した日が違っていると、この流量も計算も全然変わってくるのではないかなという気もするので、それで測定日と、代表性ですか、委員長が言われたところはしっかりと押さえておかないと、測定する日によって全て計算値が変わってくるのではないかなということがちょっと気になりました。

あと一つは、今後なのですが、定常状態でも、流水は、沢に落ちているうちは水が来ているのではないかという気がしていたのですが、その分だけ流入量が多いのではないか。定常時でも、恒常的にずっと流出があって、雨が降るとその分増えているというので、流入量のほうが多いというのは、恒常的にずっと流量があるから、降雨とはまた別にずっとこの流域には入ってきているのかなというところも概略検討の中では入っていなかったの、その辺も検討いただければいいのではないかなと思いました。

以上です。

○大迫委員長

いろいろと保有しているものがあって、それが常に出ているようなものがあるというところは当然考えられるかと思いますが、そのあたりの解釈はいかがでしょうか。

か。後半の考察はなかなか定量的には難しいけれども、たしか、そういう記載もあったかとは思いますが。

○委託業者

流域1の表面流出量は降雨時に増えることは多分あるだろうとは思いますが、それとは別に、定常的な流出があるということについては、参考とさせていただきたいと思います。

○大迫委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、小峯副委員長。

○小峯副委員長

今日は、ある期間の流出、流入解析なのですが、私も学生時代に河川工学でこういうのを学んだのですが、なかなか難しいですね。それから、最近、ゲリラ豪雨が来るので、今までの方法が本当に妥当なのかとか、連続性があるわけではないので、難しいのだろうなと私は思うのです。

これに対しての意見ではないのですが、こういう検討をしているということは非常に重要だということで、住民の皆さんにもご理解いただく必要があると思っているし、提案というか、ご検討いただいたらいいのかなと思っているのは、もしここで施設をつくっていいということになって進んだら、所々、時々、こういう調査と分析をしていくということが大事なのではないかなと思うのです。その結果を住民の皆さんにフィードバックしていくということです。

住民の皆さんのご意見を読ませていただくと、ゲリラ豪雨とか、私も現場を見ましたが、切り回しの水路とかでかなり水があるという印象を持たれて、心配されているのではないかと私は思ったのです。

ここは今、計画の話なのですが、その後、建設とか運用していく形のところで、ある期間、観測と分析をやるということが、一種のモニタリングですね。それが必要なような気がしたので、計画委員会なのですが、住民の皆さんの不安に思っていることなどにも答えていくというのであれば、そういうのを予定しておくことが大事なのかなと思って、意見として言わせていただいたということでもあります。

もちろん、これはいろいろあると思うのですが、費用もかかることですので、ご検討いただいたほうがいいと思うのですが、一科学者として考えると、そういうことをしていく必要があるように私は思いましたということでもあります。

以上です。

○大迫委員長

ありがとうございます。

今の点のご提案はいかがでしょうか。

○一般財団法人茨城県環境保全事業団

今、生活環境調査委員会のほうでも流域の水質の調査等もやっていますので、それに絡めて、降雨の状況でどういうふうな流れになるかといったようなことも踏まえて、調査していきたいと考えております。

○小峯副委員長

そういうのが非常に重要な気がしたので、ぜひご検討いただくといいと。小林先生が委員長ですので、ぜひそういうのも考えていくといいのかなと思っております

○大迫委員長

ありがとうございます。

別途に生活環境影響調査に関わるご検討も進めておられますので、この計画策定のところで、今回、データが得られたところで、若干追加調査もということも事務局のご説明でありましたが、併せて、そういったデータも含めて、より深く検討いただけるというふうに理解をしました。

ありがとうございます。

では、宮脇委員、お願いします。

○宮脇委員

よろしくお願いします。

ページ14、最後のところなのですが、今回の水文調査の話では、蒸発散と表面流出の話だけを取り上げていて、基本的には岩盤の地域なので、地下浸透というのはあまり考えないようにということで話が来ているのではないかと思うのですが、最後のところで、地下浸透とかがあるような表現が幾つかあるのですが、これはそういうことですか。地下水位だけを見て、高いか低いかで流出しているというふうな表現になっているのでしょうか。それとも、何か別の結果から、地下での流出を書いているのでしょうか。このあたりを教えていただくと助かります。お願いします。

○大迫委員長

お願いします。

○委託業者

ここでは降雨と蒸発散をメインにして、流出と流入の量のバランスを差し引きで考えたのですが、両者に差があるところについては、表面から下流域に出ていることのほかに、地下に浸透していくものもあるかと思えます。それを具体的に地下浸透量としては推定ができないので、表面流出と地下浸透の両方を合わせて流出と考えています。例えば、流域2についてはこれだけ流入のほうが多いことになっているので、流入と流出をバランスさせるには、地下浸透を含めて流出があるだろうという結論に至っております。

○大迫委員長

結果的に、測れるところの目安として、水の入ってくるところと出ていくところを押さえたときに、入ってくる量が多くて、出ていく量が今回の計測では少なかったもので、要は、昔、沢水が流れていたところ、つまり、処分場をつくったときには、地下水の集排水のために、遮水工の下に地下水の流れを踏まえた集排水設計をしますが、そういったところへの配慮が必要な可能性があるのではないかということが今回分かったという理解をしていますが、そういう理解でよろしいですね。

宮脇委員、よろしいでしょうか。

○宮脇委員

ありがとうございました。

○大迫委員長

吉成委員、お願いします。

○吉成委員

日立市の吉成でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

水収支の状況と雨水集排水計画の関係につきまして、ただいま、ご専門の先生方から様々なご指摘等があったところではございますが、私からも1点確認をしたいと思っております。

13ページの表1.1.6に調査結果が示されておりますが、その中で、表③の一番下の段でございますが、流域3のR3地点の表面流出量が不明であるとの説明がございました。

この結果から、集中豪雨の際に、流域1と流域3から流出する水を新設予定の道路側溝で安全に排出できるのかどうか、また、鮎川への影響度合いとしては、安全な範囲と言えるのかどうかを確認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大迫委員長

それでは、事務局のほう、よろしく申し上げます。

○事務局

今回の水文調査、水収支の調査によって、追加で調査をしますが、大まかな流れについては把握ができたと考えておりますが、今回の調査結果をもって、新設道路の側溝で安全に排水ができるかどうかまでをお答えするのはまだ難しいのかなと思っております。

道路の側溝での安全な排水につきましては、追加でやる調査結果も含めて、それを参考にしつつ、放流先の河川管理者との協議を踏まえまして、鮎川への影響や、安全面に配慮した道路設計を実施する中でしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

○大迫委員長

ありがとうございます。

吉成委員。

○吉成委員

ただいま、事務局から、今後も詳細的な調査を実施して行って、安全性に努めていきたいというお話がございましたので、ぜひ十分なる安全性の確保について努めていただくよう、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○大迫委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、今日、水文調査の結果についてご説明いただきました。追加で調査等もご検討され、また、生活環境影響調査のほうでもいろいろと考察していただけるという部分もございますので、より安全を担保していくための重要なポイントですので、引き続き、よろしく申し上げます。

ただ、この基本計画の中では、大まかな傾向を踏まえた形で、一定程度の解釈のもとに、計画としては策定していく必要もございまして。施設建設の際に、いろいろと詳細設計といったところもございまして、そういったところも含めて、地域の方々にご安心いただけるような安全な施設づくりをしていくというような方向になるかと思っております。

ありがとうございます。

それでは、次は、2番目の第4回委員会における検討項目として、第8章 運

営・維持管理計画について、事務局からご説明をよろしく申し上げます。

○事務局

それでは、資料2のほうをお願いしたいと思います。

第8章の運営・維持管理計画でございます。

前回の委員会では、概算建設費用などが調整中でしたので、試算の考え方などの説明にとどめておりましたが、本日は、建設費や概算経営収支についてご説明させていただきたいと思っております。

8.1 事業採算の試算に当たっての考え方につきましては、前回もご説明をしておりますが、(1)から(5)にありますように、建設費用や事業収入については、安全側の数値を採用して採算性を見ることとしております。

前回との変更点につきましては、委員のほうから、計画上の埋立期間・受入量と事業採算上の埋立期間・受入量の整合についてご意見をいただきましたことから、(3)を独立をさせて、計画上の埋立期間20年～23年の中で維持費は最も多くかかり、収益が最も小さくなる埋立期間23年、受入計画量年間129,000 tを安全側の数値として採用している旨、記載をしております。

この23年、年間受入量129,000 tの数値につきましては、第4章の埋立計画量のパートでお示ししている数値でございます。

その下の8.2の施設の計画条件につきましては、表のほうに改めて整理をしております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

概算の建設コストでございます。

(1)の建設費等につきましては、項目ごとの積算根拠をお示ししており、前回と変更はございませんが、概算の建設費の合計として約230億円を見込んでおります。

県による候補地選定会議では、概算整備費を約208億円としておりましたが、これまでの委員会でご議論いただいた多重遮水構造や現処分場の約3倍の調整槽容量を確保することなど、従来処分場よりも高度な安全対策を施すことから、建設費の増につながったものと考えております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

概算経営収支でございます。今回初めてお出しする部分になります。

(1)事業収入に係る事項ですが、現処分場の廃棄物処理料金を参考に、廃棄物の受入料金、1 t当たり21,000円と設定して、事業収入を見込んでおります。

(2)運転・維持管理経費ですが、施設の管理運営委託費や上下水道費、埋立終了後の水処理を行っていくための維持管理積立金などの必要経費を見込んでおります。

最後に、(3)事業性の確保ですが、事業期間23年間の収支予想につきましては、建設費の資金については、事業主体である環境保全事業団が、国の交付金や県の補助金を活用するほか、銀行からの借入金等により調達予定であり、毎年の返済後の収支におきましても、経常利益を確保できるようにして、安定経営を図ってまいります。

廃棄物処理収入については、現処分場の顧客を継続的に確保することを前提に、年間129,000 t程度の受入量を維持し、安定的な収益を確保いたします。

毎年の運転・維持管理経費につきましては、固定経費を安全側で算出するほか、維持管理積立金の積立てなど、必要資金の確保をしております。

これらにより、事業期間の23年間の収支予想については、中長期にわたる安定的な運営と最終的な事業採算性を確保してまいります。

説明は、以上でございます。

○大迫委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、委員の皆様方からのご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、私のほうから、1点、今現在、エコフロンティアかさまで受け入れておられるような排出事業者、あるいは処理業者さんからの排出物等あるかと思えます。そういった方々を顧客として、今、受け入れておられるわけですが、これが日立のほうに場所が移った際に、様々、交通上の物を運ぶロジスティクという面から、その辺の需要といいますか、搬出されている顧客との関係性みたいなものがある程度維持されると考えていいのか。また、県外というようなところもあるかもしれませんが、そういったことも含めて、受入物に関する市場といった点で、何か、理解しておられる部分をご説明いただければと思います。

○事務局

では、私のほうからお答えしたいと思います。

令和2年に、事業団のほうで、現在、エコフロンティアかさまのほうに搬入している主な排出事業者50者、これは、県北、鹿行、県南、県西、県央という県内を5地域に分けたとき、5地域それぞれ上位10社の主な事業者に対して利用のアンケートをしております。その結果、96%の事業者さんが日立のほうでも利用したいといった回答をいただいているというようなことが、一つ、根拠にあるということでございます。

○大迫委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、小峯副委員長、お願いします。

○小峯副委員長

維持管理というか、運営の件ですが、エコフロンティアかさまのときの経験で、それこそ11年前に震災があったりして、いろいろ予定が変わったりとかというのがあったのですが、あのときにBCPってすごく大事だなと思ったのですが、今回は、通常の場合はこうですという話だと思うのですが、想定される有事を考えたときにどう対応するのかというのは、11年前の経験を考えたときに、設定するのはなかなか難しいとは思いますが、考えておくことも大事なのではないかなと思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

ここでの議論というのは、赤字になって潰れてしまうようなことがないですよというような内容かなと思うのですが、この間の住民の説明会のときにも、地震があったときはどうするのかという市民の意見があり、趣旨はちょっと違うかもしれませんが、自然事象により通常の運転からちょっと変わってしまうようなときにはどう対応するのかというようなことも検討しておいたらいいいのかなというふうに思ったのですけれども。

○大迫委員長

ありがとうございます。

8章の運営・維持管理計画で、維持計画と名前が書いてあるので、小峯副委員長からのご質問の内容があったかと思いますが、施設計画の中で記載されて、この後の議題の中でも少し関連するところのご説明があるかと思いますが、ここで何か答えていただける部分がありますか。

○事務局

今回、このパートでは経営の収支の部分で見えていて、それは通常の経営形態の中での収支ということでやっておりますが、今、小峯先生のほうからお話しいただいた非常時の維持管理体制につきましては、第4章の施設の管理体制、この後、ちょっと変更点などをご説明させていただきますが、そちらのほうで、非常時についてもこういう体制でということとは考えてございます。

○大迫委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

宮脇委員。

○宮脇委員

1点だけなのですが、事業収入の積算が現行の過去5年の平均ということなのですが、近年、人件費の高騰とか、薬剤とかも含めて金額が上がっていく方向にあるのではないかと思うのですが、このあたりは何か考慮されたりはしなくてもいいのでしょうかということが、もしかすると、長期的なので、あまり関係ないのかもしれないませんが、ちょっと気になったので、教えていただくと助かります。

○大迫委員長

お願いします。

○事務局

必要経費につきましては、安全側で見えておりますので、そういった人件費の高騰ですとか薬品についても、安全側での積み上げをしているということでございます。

○大迫委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、第8章に関しましては、これで議論は終了したいと思います。

それでは、各章、個別の案に関して議論いただけてきたわけですが、次の議題としては、基本計画(案)についてということで、これまでいただいたご意見等も反映させながら、新たに全体として取りまとめた案をご説明いただくということになりますが、とは言え、かなり大部でございますので、全体を3つに分けて、かつ、意見等をいただいた上で、それを反映・改定した部分等を中心にご説明いただくということになろうかと思います。

それでは、見直した点を中心に、事務局からご説明いただきたいと思います。

まず、第1章から第3章の部分のご説明をよろしくお願いします。

○事務局

それでは、資料3をお願いいたします。

これまでの委員会でのご意見や中間報告会などにおける市民意見を踏まえまして、資料のほうにお示ししています項目について見直しを行っておりますので、主なもの

のを計画案に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

見直しをしている箇所につきましては、アンダーラインでお示しをしておりますが、軽微な修正など、趣旨に変更がない部分に関しましては、説明を省略させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、計画(案)の綴りのほうをご覧くださいと思います。

まず、第1章 事業の概要につきましては、変更はございません。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

第2章 受入対象廃棄物でございます。

下線の部分になりますが、放射性廃棄物に汚染された廃棄物は受け入れないことを明記してございます。

こちらは、市民の皆様が一般的にご心配されているような原発事故由来で放射性濃度の比較的高い廃棄物については受け入れをしないということを明確にしたものでございます。

この受入規定をどのように担保していくのかということにつきましては、エコフロンティアかさまでも実証しておりますが、契約時の成分分析表の提出を求めることや、発生源の調査により確認をしていくことにより対応していきたいと考えております。

このことにつきましては、これまで、住民説明の中でも説明をしてきたところですが、改めて整理をして、不安の解消につなげていきたいと思っております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

受入基準ですが、フッ素、ホウ素及びカルシウムにつきまして、下線部分を追記いたしまして、今後の方針をお示しさせていただいております。

概略を説明いたしますと、フッ素及びホウ素化合物が多量に溶出する廃棄物を受け入れた場合、下水道の排除基準を超過することが懸念されております。

また、浸出水中のカルシウム濃度が高い場合、これらが配管やバルブに付着し、配管が閉塞するおそれがあります。

これらにつきましては、現処分場において増加傾向にあることから、受入基準の設定を検討してきましたが、現状では下水道排除基準に適合しているということを考慮いたしまして、本計画での設定を行わず、環境保全事業団が別途設置する学識経験者で構成する委員会において検討していくこととしたものでございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

第3章 整備計画地の概要でございます。

本章で、地質・水文調査の結果をお示ししておりますが、第3回委員会でお示した追加調査を反映して、全体構成を見直しております。

ボリュームもありますことから、地質・水文調査の詳細部分については、資料編として別冊にまとめまして、本文に掲載する内容を整理してございます。

24ページをご覧くださいと思います。

地質・水文調査でございます。

その次の25ページに、調査の着眼点と調査概要を追加調査分も含めて表にまとめております。

27、28ページには、調査の内容と調査ポイントを平面図上でお示しをしております。

ルジオンテストの結果につきましては、28ページの平面図の中に一覧で整理してございます。

29ページに、地質断面図を整理しております。

それから、30ページのほうに、調査結果を整理しております。

30ページの上から4つ目の項目につきまして、第3回委員会でお示しした追加調査の結果では、ボーリング地点No.2の高透水性部が、地表部及びNo.5地点まで連続する可能性はないと考えられるというふうにお示しをしておりましたが、連続していないかどうかという判断は難しいのではないかとといったご意見を踏まえまして、地表部及びNo.5地点へ連続する可能性は低くとして、表現に見直しを加えてございます。

それに伴いまして、一番下の項目を追加し、今後、設計や施工に当たっては、計画地の掘削による湧水・地下水の状況を確認しながら必要な対策を講じていくこととしてございます。

31ページ以降は、地下水流動状況や水文調査の結果について整理をしております。

続きまして、恐れ入りますが、別冊の資料編の一番後ろのページ、63ページをご覧いただきたいと思っております。

追加水文調査結果でございます。

前回の委員会でお示しをしておりますが、水文調査の結果に関して、3つ目の「・」の部分です。文言を削除しているのですが、アンダーラインはございませんが、湧水期と豊水期の溶存イオン濃度の変化でございます。

令和3年2月と9月の観測時の結果を比較すると、ほとんどの採水地点で2月よりも9月のほうが溶存イオン濃度が小さい結果となっております。

この理由として、前回の委員会では、同年9月が豊水期に当たり、表流水や浅層の地下水が豊富で、石灰岩地域を長期間滞留したと想定される地下水が希釈されたためというふうにお示しをしておりましたが、これにつきまして、滞留期間の差は考えにくく、豊水期で水量が多くなったことにより希釈されたと考えるべきではないのかといったご意見を踏まえまして、表現の見直しを行ったものでございます。

第1章から第3章の説明は、以上でございます。

#### ○大迫委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の方々から、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

先ほど、小峯副委員長のほうからも、安心安全の担保のために、今後も必要に応じて調査等やって、ちゃんと住民の方々にも理解していただく必要があるのではないかとこのところございました。

そういう意味で、地質調査のところ、30ページに関しましても、最後にアンダーラインを引いてありますが、計画地の掘削による湧水・地下水の状況を確認しながら必要な対策を講じていくということで、設計・施工の段階でもいろいろとその辺に配慮して進めていくのだということを明示いただいたということが重要なと思われました。

ありがとうございます。

吉成委員。

#### ○吉成委員

日立市の吉成でございます。

本市といたしましては、これまで市議会や市民の皆様などのご意見を踏まえまして、何よりも安全な施設整備を最優先事項としながら、市民生活の安全・安心の確保、地域振興策などを確実に実施していただくため、本委員会の中で意見を述べさせていただきます。

ただいま、基本計画(案)についてのご説明と、これまでの委員の先生方のご指摘、ご指導などによりまして、特に基本計画の核となる施設安全性については配慮がなされているものと感じたところでございます。

しかしながら、最も大切なことは、市民の皆様などに基本計画をご理解していただけるよう、今後、分かりやすく丁寧なご説明をお願いするとともに、ただいま委員長、副委員長のほうからもいろいろお話がございましたが、設計や施工において、基本計画の遵守はもとより、必要に応じて、さらに安全性を高める工夫や、脱炭素社会などに関する新たな技術も積極的に取り入れるなど、さらなる安全性の確保に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

#### ○大迫委員長

ありがとうございます。

吉成委員のほうから、地元ということでの今回の基本計画の議論、一定のご評価と、さらなる要望とございますか、お願い等も踏まえて、この委員会、また県としても受け止めて進めていければというふうに思います。

ありがとうございます。

それでは、よろしければ、第4章の施設計画に移りたいと思います。

事務局のほうからご説明をよろしくお願ひします。

#### ○事務局

資料3の38ページでございます。

第4章 施設計画です。

オープン型処分場と被覆型処分場の評価でございます。

構造形式につきまして、オープン型処分場の説明を追記させていただいております。

39ページをご覧くださいと思います。

こちらは評価でございますが、評価につきましても、オープン型処分場につきまして、近年の集中豪雨なども勘案した施設設計を行うことにより、リスクへの対応は可能である旨、表現を整理しているところでございます。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。

50ページ、埋立計画量です。

(3)埋立期間の一番下の行ですが、本処分場の埋立期間を20年～23年と試算したというふうに以前はしておりましたが、20年～23年とするに表現を改めております。続きまして、61ページをお開きいただきたいと思います。

遮水工の部分ですが、表現の見直しに合わせまして、全体の構成も少し見直しを行っております。

4.6.1 遮水構造の(1)遮水工の機能と役割の説明部分に修正を加えており、併せて、表の4.12に求める機能の右側の欄に具体事例を追加するというような形で修正

を加えてございます。

それから、(2)の遮水工の分類ですが、本処分場では、多数の実績を有する表面遮水工を採用しますが、表面遮水工と鉛直遮水工の説明ぶりに若干の修正を加えているということでございます。

65ページでございます。

全国の遮水工採用事例を表の4.14にお示ししておりますが、遮水構造の表記につきまして整理をして、見やすくしたというようなことでございます。

それから、66ページをお開き願います。

遮水工については、基準省令で定められている3つの構造のうち、二重遮水シートを基本とすることとしておりますが、二重遮水シート構造の採用理由について表記を整理したというものでございます。

67ページでございます。

(4)の本処分場の遮水工についてですが、本処分場では、基準省令に基づく二重の遮水シートを基本とし、遮水工に求められる機能をより向上させるため、土質系遮水材や自己修復性シートなどを組み合わせた多重構造とします。

本処分場における遮水工の考え方を、表4.15以降に、法面部の遮水構造も含めて文言を整理しております。

次のページ、68ページ、69ページに概念図をお示ししてございます。この点につきましては、変更点はございません。

続きまして、73ページでございます。

73ページ下段のイの合成樹脂系遮水シートの比較で、選定に当たって留意すべき事項について、一番上に太陽光などによる劣化等耐久性を考慮することを追記したほか、文言を整理しております。

シートの耐久性につきましては、前のページの比較表の中ほどにも記載しておりますが、住民の皆様の関心事でもあることから、改めてこちらにも記載をしたというものでございます。

少し飛びまして、103ページをご覧いただきたいと思います。

浸出水処理施設における処理フローの検討ですが、次の104ページをお開きいただきたいと思います。

エコフロンティアかさまの浸出水の原水の水質についてまとめております。

表4.32に、以前のものに対して原水の実績値を加えまして、原水水質の計画値、実績値、水処理後の水質を比較できるように整理をしたというものでございます。続きまして、106ページでございます。

本処分場における浸出水原水水質の設定ですが、下段のなお書きの部分を追記してございます。

鉛やカドミウムなどの有害物質については、廃棄物の受入基準を法令の数値の10分の1程度に厳しく設定する予定としているため、浸出水に含まれる有害物質は、基準省令の放流基準以下になると考えられるといたしまして、参考として、エコフロンティアかさまの原水の測定結果の抜粋を、一般的な生活環境下における基準である環境基準と、廃掃法の基準省令上の下水、あるいは河川への放流基準とともに記載をいたしまして、浸出水原水の濃度のイメージが分かるようにしております。

エコフロンティアかさまの原水に関しましては、後ほど事業団のほうから補足説

明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、123ページをご覧くださいと思います。

防災調整池の関係で、126ページに飛んでいただければと思います。

イの流域面積につきまして、必要調節容量の算定に係る対象流域面積を36.83haとお示しをしておりますが、これが鮎川上流側の流域面積625.7haに占める割合が5.9%であることを追記いたしまして、鮎川に流れ込む流域のうち、本処分場の防災調整池の容量算定に係る対象流域の影響度合いを分かりやすくしております。

併せて、127ページの上段で、防災調整池の容量算定に用いる比流量、こちらは流域1ha当たりから流せる流量でございますが、この比流量を求める際にも、鮎川上流部の流域面積625.7haから求められている旨を明記いたしまして、鮎川の流下能力に見合った容量算定を行っていることを分かりやすく説明をしたいということでございます。

135ページをお開きいただきたいと思います。

施設管理体制の部分です。

先ほど、小峯先生のほうからもお話しいただいた部分かと思いますが、停電時の対応ですが、長期の停電時の対応について、非常用発電機を設置することに加えまして、再生可能エネルギーの活用を検討する旨を追記いたしまして、(3)数か月以上の停電への対応の部分で、非常用発電機と併用した再生可能エネルギーの使用を追記してございます。

また、市民からの意見を踏まえまして、複合災害が発生した場合、廃棄物の埋立ての進捗状況にもよりますが、日立市の30年間平均降水量を想定した場合、約1年以上、浸出水調整槽及び埋立地内において浸出水の貯留による対応が可能である旨を追記しております。

その下の4.12.2 非常時の維持管理体制でございますが、大規模災害発生時など、緊急事態への対応として、日立市地域防災計画を踏まえながら事業継続計画を策定し、緊急時における事業の維持・継続及び早期復旧を図り、周辺環境の保全に努める旨を追記してございます。

私からの説明は以上になりますが、事業団のほうから、浸出水原水について説明をさせていただきたいと思います。

#### ○一般財団法人茨城県環境保全事業団

それでは、補足資料をご覧くださいと思います。

1ページ目が、エコフロンティアかさまの浸出水原水の令和2年度の平均値を示したものでございまして、一番左側が測定項目ということで、浸出水に対して、排水規制がかかっている項目名が書いてあります。

真ん中の欄が、環境基準値ということで、これは水質汚濁に関する環境基準ということで、こういった数字が決められております。

一番右側が、法令の放流基準ということで、これは下水道等に放流する際の基準となっております。

ちょうど数字の真ん中が令和2年度の測定結果になっておりまして、ほとんどの項目が不検出になっておりまして、網掛けをしたカドミウム、鉛、ヒ素といったものが検出されている状況になっております。これはあくまでも浸出水ということで、水処理をする前の水質ということでございます。

この3項目について、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

2ページ目は、今見ていただきました網掛けをしましたカドミウム、鉛、ヒ素の浸出水中での濃度の推移を示したものでございまして、青い線がカドミウム、オレンジが鉛、灰色がヒ素というふうになっております。

この放流基準を見ていただきますと、鉛とヒ素は0.1mg/Lでございますので、浸出水の段階でそれよりも低い数字になっているということでございます。

カドミウムにつきましては、平成28年3月から規制が厳しくなりまして、基準が0.1mg/Lから、一番右側にありますように0.03mg/Lという基準になっております。

カドミウムにつきましても、近年の状況を見ますと、基準を満たしているという状況になっております。

最後に、電気伝導度の状況ということでございまして、浸出水の電気伝導度と処分場の遮水シートの下を流れている地下水の電気伝導度を比較して示したものを3ページに示してあります。

グラフを見ていただきますと、上のグラフが浸出水の電気伝導度になります。浸出水の場合は、一番下のグラフに示しましたように、降水量を示しましたが、この降水量が増えますと、電気伝導度が下がって、降水量が少ない場合には若干上昇するというところで、2,000mS/m前後を上下しているというのが浸出水の電気伝導度になります。それと比較しまして、地下水の電気伝導度はほぼ直線になっていますので、それを拡大したものがこの真ん中のグラフになりまして、これを見ていただきますと、大体60mS/mというところで、ほぼ一定した電気伝導度を示してございまして、浸出水と地下水ではおおむね30倍程度の開きがございまして、遮水シートが漏れて浸出水が入った場合には、すぐ地下水の電気伝導度に反映されるというような数字になっているということが分かっていただけるかなと思っております。

以上でございます。

#### ○大迫委員長

ありがとうございます。

それでは、第4章でございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

先ほどの小峯副委員長のほうからのご質問等も、非常時の体制ということでご説明いただいたところでした。

よろしいでしょうか。

では、施設の関係、技術的などところで言うと、アンダーラインのところもかなり補足して説明を加えていただいたり、分かりやすくなった点、また、重要な点に関しても追記いただいたかと思えます。

それでは、よろしければ、次のパートに行きたいと思えます。

次のパートは、第5章の併設施設の関係、第6章の環境保全計画、第7章の跡地利用計画というところで、事務局からご説明をよろしく願います。

#### ○事務局

それでは、資料3の136ページをお開きいただきたいと思えます。

第5章 併設施設の検討の中間処理施設の必要性でございますが、県内民間事業者による整備運営が図られていることから、公共関与による中間処理施設は整備をしないこととしております。

なお、本項目につきましては、全体構成を見直しまして簡潔にしておりますので、ご覧おきいただきたいと思います。

140ページからの環境学習施設の整備の方向性については、変更はございません。

146ページをお開きいただきたいと思います。

第6章 環境保全計画でございます。

6.1 環境保全対策において、表6.1に主な環境保全対策(案)をお示ししておりますが、一番下の動物・植物につきましては、生育環境の創出という表現をしておりましたが、動植物の生育・生息地について、適切な保全対策を検討し、実施するという表現に見直しをしております。

147ページの一番下の欄、地域との共生について、維持管理記録簿等の公表により、情報の透明性確保を図るというふうに表現の見直しをさせていただいております。

148ページでございます。

搬入車両対策の(1)搬入時間ですが、市民からのご意見を踏まえまして、お盆の休業日に8月13日を追加してございます。こちらは、候補地の近くに大きな霊園があって、8月13日はかなり人が来るということで、その日は処分場を閉めてほしいというようなご意見がありましたので、ちょっと細かい話になりますが、時期の追加をさせていただいております。

150ページをお開きいただきたいと思います。

(6)の工事期間の交通安全対策ですが、埋立地造成時の土砂の切盛りの工夫(鉱山内土砂の利用)などによりまして、工事車両台数を減らし、既存の交通への影響を低減し、交通安全対策を図っていく旨を追記してございます。

155ページでございます。

6.5.2で、脱炭素社会への取組ですが、再生可能エネルギーの導入や環境学習施設の活用などにより、本処分場整備を契機とした循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に寄与するよう、日立市と連携した取組を進めていく旨を追記してございます。

一番最後のページ、163ページでございます。

第7章 跡地利用における本処分場における跡地利用の可能性でございますが、脱炭素化の観点も追記をさせていただいております。

私の説明は、以上でございます。

○大迫委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明の部分で、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、これまでかなり活発にご意見をいただいたところを的確に反映していただいたと。また、日立市の吉成委員のほうからも本当に丁寧に見ていただいて、地元目線での様々なご意見もいただいて、それを反映することによって、よりよいものになったのかなと思います。

○小峯副委員長

1点だけよろしいですか。

いわゆる環境学習施設とか、こういうものがありますよということなのですが、これは、今の段階ではあれなのでしょうけれども、実際にこれができたら、住民の皆さんと対話をしながらこういうものをつくっていきますという論調なのですかね。

こういうことをやっていきますということなのだと思いますが、どうやっていくのかなということがこれで分かるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

検討していくとあるのですが、どんなスケジュール感でやるのかとか、そういうのはまだ書けないのですかね。

○大迫委員長

いかがでしょうか。

○事務局

環境学習施設も、処分場の本体と基本的に同じような整備スケジュールで整備はしていきたいと現時点では考えております。

ですので、この委員会においては、環境学習施設の方向性についてご議論いただいて、それを踏まえまして、来年度、もう少し具体的に、市のほうとも相談をしながら、こういう内容でこういうものをとということを詰めていきたいと思っております。

その中に、脱炭素ですとか、そういった視点も盛り込みながら、日立市の方はもちろんのこと、県としてもそういった環境学習の場として使えるようなものをつくっていきたくて考えているところでございます。

○小峯副委員長

分かりました。

この間の報告会などで、市民の皆さんの意見を聞いていると、こういう施設を受け入れるということは、安全性に関しては専門家に任せるしかないのだけれども、一方で、そういうものを受け入れることによって、このまちがどういうふうに変わっていくかとか、そういうことに興味を持っている方もいるので、そういう方に対して、できるだけ定量的なスケジュール感とか、どういうふうな体制でやるかということを示すことができるのであれば、したほうがいいかなと思っています。こういうものができますというだけではなくて、そういうものをどうやって作り上げていくかというスケジュール感みたいなものも併せて提示できるといいかなと思ったので、ちょっと発言をさせていただきました。

以上です。

○大迫委員長

ありがとうございます。

その点は、基本計画に明示はしなくても、きちんと地元にも説明をしていくというスタンスでいいかなと思いますので、この点は、皆さんできちんと共通理解を持っておきたいと思います。

ありがとうございます。

○阿部委員

阿部ですが、よろしいでしょうか。

○大迫委員長

お願いします。

○阿部委員

今の小峯先生のご質問に関連してのことなのですが、この環境学習施設については、本委員会のほうで方向性を定めて、そして、別途、ワーキンググループ的な形で進めていくというふうなことを私はお聞きしておりますが、これがまだ全く始ま

っていないという状況だというふうに私は認識しておりますが、それでよろしいのでしょうか。

また、環境学習施設は、いわゆる環境学習というか、地域の学校とか地域で環境学習をしようというだけの話ではなくて、まさに日立市の市民の方々が、あるいは日立市の近辺の方々が参加して、主として日立地域を持続可能な地域社会にしていくのだというボトムアップ型の活動をしっかりと支援していく、あるいは協働していく、そういう施設でなければいけないのではないかと考えています。

同時に、これは環境学習という狭い話だけではなくて、環境は持続可能な社会のベースではあるのですが、私が前から申しておりますSDGs、つまり、日立を中心とした県北地域のローカルSDGsをつくり上げていく。そして、それを進めていくような拠点にこの学習施設がなるというふうなことを私はイメージをしております。

そして、過疎化が進行していく中で、例えば、環境学習、あるいはSDGsということをベースにしつつ、教育移住とか環境移住、あるいは関係人口といった方が増えていくような、そういう地域が活性化するような方向もこの環境学習施設の大きな方向性ではないかと考えておりますので、その点を委員の方々のご理解もいただいて、そういう方向でぜひ進めていってほしいなと考えております。

以上です。

○大迫委員長

では、事務局のほうから何かコメントはございますか。

○事務局

阿部先生、ありがとうございます。

先生がおっしゃるように、まだ具体的なワーキング的な活動を始められておりません。ですので、この基本計画をおおむねまとめてから、そちらのほうに着手したいと考えております。

その際には、今もご意見をいただきましたが、そういった視点をしっかり踏まえながら対応していきたいと考えておりますので、引き続き、ご指導をよろしく願いしたいと思います。

○大迫委員長

ありがとうございます。

阿部委員のほうからもありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、今、この基本計画の最終的な案に関しまして、全体の改定いただいたところについては質疑を終えたいと思います。

ご意見等、ありがとうございます。

それでは、次は、その他でございます。

今後の基本計画(案)のまとめ方について、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

では、事務局のほうから説明させていただきます。

本計画案の策定に係ります今後の進め方でございますが、委員の皆様には、本日までのご検討内容につきまして、ご意見がございましたら、大変でも、2月10日を目途に、事務局までご連絡をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいた

します。

いただいたご意見等の反映につきましては、事務局の方で委員長と副委員長と調整させていただきまして、それで対応を進めていきたいと考えております。

基本計画の案につきましては、来月、市民報告会を開催する予定としておりまして、市民に報告をしたいと考えております。

その後、県において事務手続を進めまして、年度内を目途に基本計画を策定したいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○大迫委員長

ありがとうございました。

では、今後の取りまとめ、基本計画に関しまして、今日、一通りご議論いただいたところではありますが、最終的に、2月10日をめどに、また追加でご意見等がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

その後、いただいたご意見等も踏まえて、最終的に反映させた形で、私と小峯副委員長のほうで調整させていただいて、さらには、来月の市民報告会の開催というところもご予定がございますので、そういったところでもご意見をいただきながら、最終的に年度内にまとめると。その最終取りまとめについては、私と小峯副委員長に一任させていただくということによろしいでしょうか。

ご同意いただいたと理解しました。ありがとうございます。

では、ご了解いただいたということで、最終的に、私と小峯副委員長のほうで責任を持って計画案という形でまとめさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

さて、一応これで今日予定している全ての議論を終了したことになりますが、委員の方々から、どうしてもご発言したいということがあれば、よろしいでしょうか。

それでは、これまで4回ということで、かなり集中的に、様々なアイテムに関して、事務局でつくっていただいた資料を基にご議論いただきました。本当に細かいところまで含めて見ていただいて、積極的にご意見をいただきましたし、先ほども申し上げましたが、日立市、地元の吉成委員のほうからも丁寧に見ていただいた中でのご意見をたくさんいただいたことで、それを反映することで、よい基本計画ができ上がりつつあると思ひます。

まだ年度内までには追加でご意見をいただき、あるいは、市民報告会も踏まえながら、私と副委員長のほうで責任を持ってまとめさせていただきます。

結びの挨拶として私も、日立市のほうに、前回、中間報告会ということで参加させていただいて、小峯副委員長とご説明もさせていただいたわけですが、大変関心の高いところでございます。

廃棄物処理施設、あるいは処分場というものは、生活、あるいは産業活動を支えるインフラとしては欠かせないものなわけですが、それを地元のほうに立地するという面においては、本当にご理解が必要になりますし、また、日立市のほうにも、また地元の方々にも苦渋の中でご理解をいただくということも含めて、茨城県全体でこれを理解していく、県民の方々も理解していくということが必要かと思ひます。

これまで、公共関与型で産業廃棄物の処分場というものは全国にも幾つかございますが、大変安全・安心な施設として運営されてきておりますので、それぞれの専

門家の先生方からもしっかり見ていただいた中で、この基本計画の方向で施設整備していくということは、安全・安心な施設づくりができると確信しております。

一方、整備の基本理念というところで言いますと、安全・安心というところだけではなくて、5つの要素を踏まえて、かつそれを持続可能な社会づくりに生かすという理念を高々と掲げております。

安全・安心なことだけではなくて、強靱性の問題、それから、自然共生の問題、安定的な施設運営、それから、地域社会との共生というところも掲げていて、この5つの要素を踏まえた持続可能な社会づくりにつなげるための施設整備というところを掲げて進めるというふうにしておりますので、そういう面から見た基本計画になっていたかというところを、また最終的に見ていきたいというふうにも考えております。

いずれにしても、時代がいろいろと変化する中で、施設の役割もどんどんまた多様化してきている部分もございますので、つくってよかったと、地元の方にも、また、茨城県民にも言ういただける、貢献できる施設になればと思います。委員の先生方には、これからもこの施設整備にはいろいろとご支援いただきながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

お礼を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

これまでどうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

終了